

損害保険業界からの問題提起及びその考え方  
(保険に関する論点整理)

項 目	必要性が指摘されている条件整備	考 え 方
独占禁止法の適用除外	<p>(主なもの)</p> <p>○損保会社による再保険プールを設置した場合の再保険料率の体系の統一等</p> <p>○損保会社による引受約款の統一</p> <p>○損保会社による引受料率の統一</p>	<p>本保険制度については、事故に係るデータ蓄積が少なく、再保険プールを設置したうえで再保険料率等を統一することで多くの損保会社のプールへの参画を可能とし、リスクの分散・平準化を行うとともに、全体的な引受キャパシティを確保する必要がある。</p> <p>被保険者に対する保険金支払いの条件、手続き等が、保険契約ごとにばらつくのではなく、統一されていることが消費者保護の観点から望ましい。</p> <p>本保険制度は被害者救済のためのものであり、救済内容は一律である一方で引受料率にばらつきがあることは、公平性に欠けるため、入り口と出口双方を統一する必要性が高い。また、損保会社各社における引受収支が均衡する結果、制度の安心感・信頼感が高まり、多数の損保会社の参画による引受キャパシティの拡大が期待できる。</p>
<p>保険金の支払い限度額</p> <p>※現行の住宅性能保証制度では、共同住宅に係る総支払い額、1事業者当たり、1棟当たりの支払い額に限度額が設定されている。</p>	<p>○再保険プールからの保険金支払いについて限度額を設定する。</p> <p>上述の再保険プールの限度額を超える保険金支払いが必要となる事故が発生した場合には、被害者救済の観点から必要に応じ政府による支援を実施する。(例：原子力保険)</p> <p>○1戸あたりの支払限度額を設定する。</p> <p>○1***あたりの支払い限度額を設定する。 (検討中)</p>	<p>本保険制度については、事故に係るデータ蓄積が少なく、将来におけるリスク集積の可能性等が不透明な部分があるため、安定的な制度運営のため、トータルでの保険金支払額には一定の限度額設定が必要である。</p> <p>瑕疵修補の確実性の担保という目的に照らせば、万が一、異常なリスクが発生した場合に備えた政府のバックアップ措置が制度の安定的運営のために必要である。</p> <p>保険金支払いに住宅取得者間の公平性を出来る限り確保しつつ、保険制度を安定的に運営するためのリスク管理を図る観点から、一定の水準の戸あたり支払限度額を設定することも重要である。</p>
<p>保険金支払いに係る免責額、填補率</p> <p>※現行の住宅性能保証制度では、修補費用から免責額(10万円)を除いた額に填補率(8割)を乗じたものが通常保険金支払い額となる。</p>	<p>住宅性能保証制度における枠組みと同様の免責額、填補率を設定する。</p>	<p>他の保険制度と同様に、モラルハザードの抑止及び保険制度の効率的かつ安定的な運営のため、免責額、填補率を設定することが適切と考えられる。</p>

<p>保険金支払いに係る免責要件 ※現行の住宅性能保証制度では、住宅事業者の故意・重過失、地震により明らかになった瑕疵等は免責</p>	<p>住宅性能保証制度における枠組みと同様の免責要件を設定する。</p>	<p>保険の手法では管理が難しい故意・重過失等のリスクについては、本保険制度のカバーの範囲外とすることが制度の運営上必要である。</p>
<p>保険の付保のための検査 ※現行の住宅性能保証制度では、住宅保証機構がすべての住宅について現場検査を実施している。</p>	<p>保険の付保にあたり必要となる技術的な現場検査が円滑に行われるために、現行の住宅性能保証制度と同様に、必要となる体制整備を行う。</p>	<p>保険付保に伴うリスクを抑制し、制度を安定的に運営するためには、必要な現場検査が確実に行われる枠組みの整備が重要である。</p>
<p>保険金支払いに係る査定 ※現行の住宅性能保証制度では、住宅保証機構が査定に係る技術的サポートを実施している。</p>	<p>瑕疵の有無、必要となる修補費用についての査定にあたり、住宅性能保証制度と同様に、損害保険会社に対して技術的な支援をする枠組みを整備する。</p>	<p>事故発生時の査定においては、専門性の高い技術的な知見が必要となるが、損保会社にこうした役割を担わせることは困難であることから、技術的なサポートが、円滑な制度の運営のために重要である。</p>
	<p>公的な機関において、住宅の瑕疵に係る情報の蓄積・分析を進め、事故発生時の査定の指針となる情報を提供する。</p>	<p>保険会社ごと、事故ごとに、査定の内容がばらつくようなことがないように、広い範囲のデータを分析した知見を共有することが、円滑な制度の運営に必要である。</p>
<p>保険金支払いに関する紛争の処理</p>	<p>保険金の支払いに係る紛争が生じた場合に、第三者機関にあっせん等をゆだねられる枠組みを整備する。</p>	<p>保険金に支払いに関する紛争が生じた場合に、迅速かつ円滑に解決するための枠組みの整備が、円滑な制度運営および消費者保護の観点から必要である。</p>
<p>保険料率の算定の方法</p>	<p>保険料率について、料率算出機構の活用を検討する。</p>	<p>保険料率を住宅瑕疵に係る事故発生に係るより多くの情報を反映したものとするため、個々の保険会社の事故情報を第三者機関に集積・分析し、参考となる情報の提供を保険会社に行うことが円滑な制度運営のために必要である。</p>